入札（見積）参加事業者　様

入札（見積）に付随する手続きについて

1　契約締結方法の確認について（契約書を作成する案件のみ該当）

契約書を作成する案件は、入札案件に添付の様式「契約締結方法確認書」により、契約締結方法をご回答ください。

※代表者印の押印は不要です。

※「契約締結方法確認書」は入札時に提出するその他の添付資料と併せて添付してください。

【参考】電子契約について

豊田市ホームページ：https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/keiyaku/1052903/index.html

・電子契約ガイド及び豊田市電子契約事業者説明会動画を掲載しています

2　基準品の後継品に関する取扱いについて（買入案件のみ該当）

原則、基準品の後継品であっても同等品承認が必要です。基準品の後継品について納入を希望する場合は、必ず期限までに担当課へ同等品申請を行ってください。

契約締結前に後継品の納入が必要となり、同等品申請をしていない場合は、至急契約課へ連絡ください。例外的に同等品申請と同様の対応が可能な場合があります。その際は、納入予定の物品に関する情報（メーカー・商品名・品番等）をご提供ください。

※「同等品不可」の物品については、上記対応はできません。

※後継品とは、基準品の代替として同じメーカーから提供される新しい製品のことを指します。

【お問合せ先】豊田市総務部契約課　TEL：0565-34-6616　FAX：0565-34-6789
Eメール：keiyaku@city.toyota.aichi.jp